

扱い	テレビ・ラジオ・新聞 制限なし
解禁	なし

記者発表資料

平成23年7月 4日

島原中央道路橋梁架設に伴う通行止めについて(お知らせ)

雲仙復興事務所で整備を進めている島原中央道路事業において、国道57号線、市道新湊7号線及び主要地方道愛野島原線の上空を立体交差する、秩父が浦高架橋と北川橋の架設工事を行います。

この架設工事に伴い、秩父が浦高架橋架設において国道57号線、市道新湊7号線、北川橋架設において主要地方道愛野島原線で下記のとおり夜間通行止め(午後10時～翌朝5時)を行うのでお知らせします。

夜間通行止めの際は迂回路を利用させていただくため、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

また、詳細な規制日時が決まりましたらお知らせします。

詳細については、雲仙復興事務所ホームページにおいて掲載します。

ホームページアドレス:<http://www.qsr.mlit.go.jp/unzen/>

記

- ・ 期 間 : 秩父が浦高架橋
 国道57号線 : 9月上旬～12月上旬の間に22日程度
 市道新湊7号線 : 8月中旬～12月上旬の間に12日程度
 北川橋
 主要地方道愛野島原線 : 7月下旬～11月下旬の間に17日程度
- ・ 場 所 : 国道57号線 : 島原市秩父が浦
 市道新湊7号線 : 島原市親和町
 主要地方道愛野島原線 : 島原市下折橋町
 ※別添地図を参照してください。
- ・ 問い合わせ先 : 雲仙復興事務所(発注者)
 〒855-0866 島原市南下川尻町7番地4
 電話 : 0957-64-4171(代表)
 担当 : 道路課

※迂回路等については別紙を参照下さい。

発表記者クラブ
 ・島原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 雲仙復興事務所
 (0957) 64-4171(代表)
 技術副所長 田中 育穂 (内204)
 道路課長 桜井 敏郎 (内411)
 ホームページアドレス:<http://www.qsr.mlit.go.jp/unzen/>

「島原中央道路が立体交差する道路上に橋梁が架かります」

～夜間通行止めについて(お知らせ)～

雲仙復興事務所では、島原中央道路完成に向け鋭意事業を進行しています。

島原市の秩父が浦町、親和町、下折橋町において既に、秩父が浦高架橋、北川橋の下部工の工事が終了しています。

今回、秩父が浦高架橋、北川橋の上部工の架設工事を発注し架設準備を進めていましたが、現地にて架設を行う段取りが整い架設を行う事となりました。

このため、秩父が浦高架橋の架設で**国道57号線(秩父が浦町)**、**市道新湊7号線(親和町)**、**北川橋架設で主要地方道愛野島原線(下折橋町)**において、架設工事時の安全確保を目的として、**夜間通行止め(午後10時～翌朝5時)**の必要が生じるため、大変ご迷惑をお掛けしますが、夜間通行止めへのご理解とご協力をお願いします。

通行止めの箇所と迂回路の計画は、次ページ以降に掲載します。

★通行止めの時期

国道57号線(秩父が浦町):9月上旬～12月上旬の間に22日程度

新湊7号線(親和町):8月中旬～12月上旬の間に12日程度

愛野島原線(下折橋町):7月下旬～11月下旬の間に17日程度

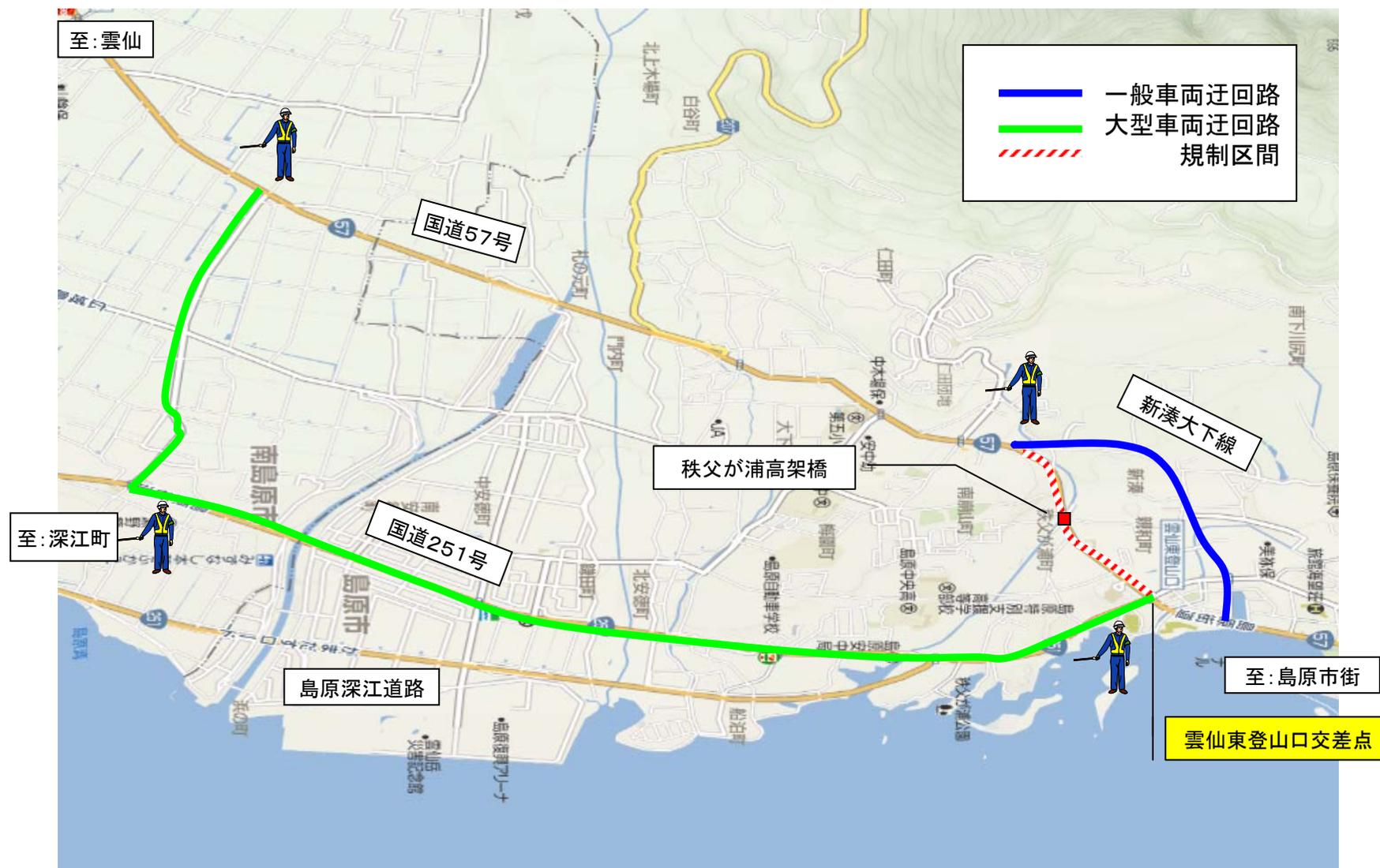
★問い合わせ先

雲仙復興事務所 道路課
(tel 0957-64-4171)

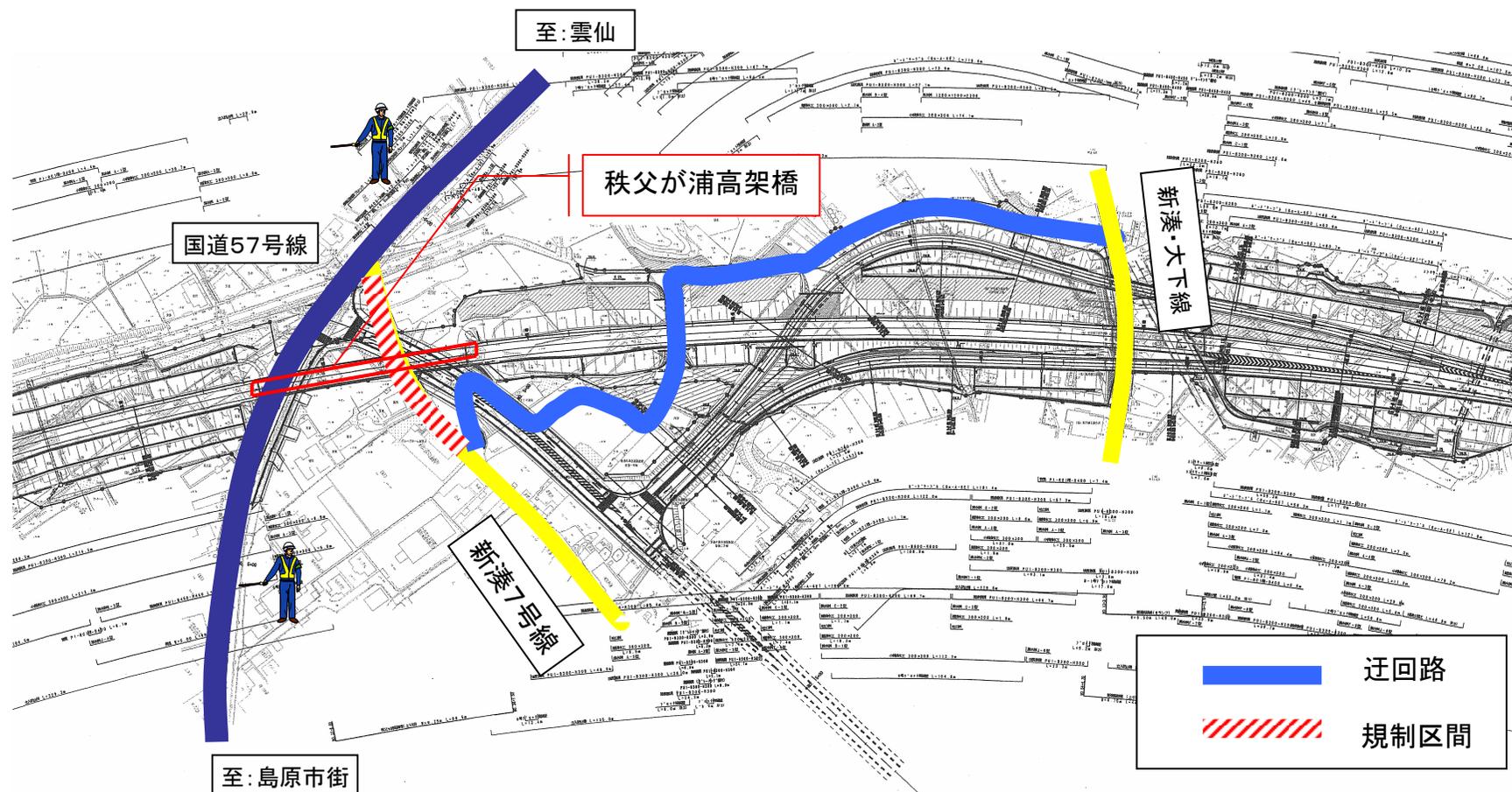


秩父が浦高架橋(島原市が秩父浦町、親和町)、北川橋(島原市下折橋町)、の架設に伴う詳細な規制日時は日程が決まり次第、ホームページ等でご連絡致します。(ホームページアドレス:<http://www.qsr.mlit.go.jp/unzen/>)

国道57号線通行止め箇所と迂回路



新湊7号線通行止め箇所と迂回路



愛野島原線通行規制箇所と迂回路

